

**厚生労働省省内事業仕分け（全国健康保険協会）
仕分け人（6名）の評決結果**

1-① 事務・事業（保険給付（保険者機能））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	5人	4人
改革案が妥当 1人	—	

<具体的な意見>

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 医療保険の一元化を行い、保険者は自治体とする。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ システム開発は外注でなく自前でやらないと効率化しない。協会が発足して1年以上経つのにこれからシステム開発をする人材を育成するなど、システム開発への取組が遅れていて、効率的運営への問題意識も低い。また、サービス向上への意識が低い（保険証発行が遅れている点を「日本年金機構からデータが送られてきたものを処理しているだけ」との発言は問題）。
- ・ 支払基金等との連携を含めた効率的・効果的な取組が求められる。また、システム開発が遅れている。そのほか、保険料を減らすためのインセンティブをつけるべきではないか。
- ・ 審査支払事務（支払基金）と点検業務の一本化を検討する必要がある。協会ですべてを行う場合に必要な投資額、全てを委託した場合の費用軽減額を明らかにし、比較検討すべき。
- ・ 現改革案では費用削減が不十分であり、さらなる改革が必要。支払基金と仕事のオーバーラップもあり、電子化とも絡めて大幅な効率アップをすべき。また、定型業務のアウトソーシングも検討し、費用の圧縮もすべき（赤字が4,500億円ある民間企業なら当たり前に取り組む内容である）。

【改革案が妥当】

- ・ 世界一の超高齢社会となるわが国において今後ますます増えていくであろう医療費に対応すべく、健康保険協会は、中小企業を主対象とした公的医療保険を担う保険者と

して、長期的な視点で継続可能な運営を目指してほしい。そのために、質の高い保険者機能を提供していくべきだ。外部からは、協会化したメリットがまだ見えない。運営委員会や評議会での議論された内容が、運営現場で生かされているのか、検証願う。

1-② 事務・事業（健診等の保健事業）

改革案では不十分	0人	①・業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	5人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【④・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・保健業務は医療費削減にどれだけ寄与するかを試算する必要がある。死亡率減少効果や医療費削減効果が明らかに見込めるものを対象として、健診の実施は民間に委託する。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・保険者機能が十分果たせていない。
- ・科学的根拠を示し、健診の重要性を説く必要がある（健診の重要性とその効果の説明が出来ずにインセンティブをもって高い効率性を上げることができない）。
- ・健診受診率・保健指導率だけに目が向きがちであるが、保健指導は被保険者と接触する機会であり、被保険者が国民としての義務を果たしていこうとする意識啓発を図るべきである。
- ・健診受診率が目標に対してはるかに低く、施策の有効性に疑問がある。健保連などを参考にしながら、受診率のアップに努めることが必要。健診受診率に対して病気発見率や医療費などの相関をきちんと把握し、費用対効果を明らかにすることが必要。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 5人	0人	①廃止
	3人	②他独法との統合・移管
	2人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 1人	—	

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 大数の法則を生かすためにも、協会けんぽと組合健保を統合し、より効率的・効果的な運営を行うべきである。
- ・ 都道府県単位に分割し、将来は都道府県が直接担当する。
- ・ (社会保険庁が、協会けんぽと日本年金機構に分かれたことで) 年金窓口と医療保険窓口が2つに分かれて、年金窓口は込んでいても協会けんぽの窓口は空いていたりなど、かえって効率化になっていない面もある。国民への窓口としては、年金機構と調整のうえ何らかの形で両組織による一体的運営を図るべき。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 改革案そのものが示されているとは言えない。早急に改革案を示すべきではないか。
- ・ 企画部門の490人は総人員の23%と極めて多く適正とは思えない。本当に必要な業務に絞って効果・効率の高い運営とすることが必要。また、レセプト審査の業務フロー改善による、要因の見直しが必要である。

【改革案が妥当】

- ・ 都道府県単位の保険者の統合再編を視野に入れると、規模・対象から見て、その存在が今後注目されるようになる。協会の組織については、我が国の医療保険制度を担うという役割も意識し、強化を図るべき。